

お客様各位

# 水道メーター交換のお知らせ

このたび、お客様がご使用されている水道メーターの交換時期となりました。

越谷・松伏水道企業団が委託した越谷松伏管工事業協同組合の施工業者が交換に伺いますので、下記のとおりご案内申し上げます。



**交換予定日** : 7月1日～7月13日までの間

※ 雨天等により日程がずれることがございます。



交換にかかる時間は  
**10分程度**です。



交換費用は  
**無料**です。



お立ち会いは  
**不要**です。※※



交換後は  
「**水道メーター交換完了のお知らせ**」  
にてお知らせいたします。

※ 交換作業中は水道が使えません。現場の状況により、もう少しお時間を頂く場合があります。

※※ セキュリティ上、日程調整をご希望される場合は、下記【問い合わせ先】までご連絡をお願いします。

## 【問い合わせ先】

施工業者: 有限会社 田中水道工業所

電話: 048-986-6021

担当者: 齋藤

## 【備考】

受注者 越谷松伏管工事業協同組合

越谷市大沢4丁目17-17 電話番号:048-964-6633

※施工業者は越谷・松伏水道企業団から委託された旨の「身分証明書」を携帯しております。

## 交換完了後の水の使用について

■交換完了後は、空気または濁り水が出る場合があります。

**給湯器や浄水器、トイレ等の機器を通らない蛇口より1分程度水を強めに出してから、水道をご利用ください。**(交換後一番初めに機器類をご使用すると、詰まりや故障の原因となります。)

### 《 お願い 》

■メーターボックスの上や周囲には、荷物等を置かないようお願いいたします。  
また、犬はメーターボックスから離れた場所につないでいただくよう、ご協力をお願いいたします。

■水道メーターの前後に器具等が設置され、交換作業に支障がある場合は、水道ご使用者様のご負担で交換ができる状態にしていただくよう、ご協力をお願いいたします。



## メーター交換に関するよくある質問



### Q. なぜメーターを交換するの？

水道メーターは、越谷・松伏水道企業団(以下、当企業団)が設置し、お客様にお貸しして管理していただいているものです。お貸しした水道メーターは、計量法により有効期間が定められており、検定後8年が有効期間となります。

当企業団では、検定切れを防ぐため、検定満期を迎える約1年前(使用7年目)に交換を行っています。

### Q. 詐欺やセールスではないのか？

ご案内の通り、当企業団では7年に一度水道メーターの交換を行っております。(交換の時期は、ご使用の水道メーターの製造時期により異なります。)**費用は無料となっております、交換以外の作業は行いません。**また、委託した施工業者は、当企業団から委託された旨の身分証明書を携帯しております。不審に思ったときは、身分証明書の提示を求めてください。

### Q. 立ち会いや押印は必要ないのか？

**必要ありません。**水道メーターは、庭、駐車場や共用部(アパート・マンション等の場合、玄関脇のパイプシャフト内)などの屋外に設置されていますので、**宅内には立ち入りません(※)。**ただし、敷地内に入り作業させていただきますので、セキュリティ等やご不在時の交換に差し支えがある場合、また、交換日程をご指定される場合は、表面に記載の担当の施工業者まで直接ご連絡ください。

※増築等により宅内にメーターがある場合は日程調整のうえ、宅内に入り作業させていただきます。

